

中央会

組合活性化情報



2007.10
No.516

わかやま

- 平成20年度中小企業関係概算要求の概要
- 和歌山くみあい祭開催のご案内
- 中小企業地域資源活用事業の基本構想
- くみあいイベントダイアリー

No.516

2007. 10

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● ~和歌山くみあい祭り開催のご案内~	
ステップアップ講座	2
● 「職場を元気にする労務管理講座」PART	
施策情報	4
● 平成20年度中小企業関係概算要求等の概要	
● 中小企業労働時間適正化促進助成金の創設	
● 労働保険適用促進月間	
● 中小企業地域資源活用事業の基本構想	
● 和歌山県の融資制度	
くみあい元気ルポ（情報連絡員スポットライト）	13
会員だより	14
● くみあいイベントダイアリー	
● 平成19年度上半期加入組合	
● 中古車フェア	
中央会だより	17
● 70歳まで働ける企業創出事業	
全国先進組合事例	18
高年齢者雇用確保措置	20
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月のトピックス

第4回

中小企業くみあい合同フェスタ

和歌山くみあい祭り開催のご案内

開催日 **2007 11/17(土) 18(日)**
10:00～16:30 10:00～16:00

会場 和歌山市毛見1538番地
マリーナシティホール
「ウエーブ(WAVE)」

内容 ● 組合及び組合員企業の製品・商品等の展示、販売
● その他



■ 地場産品即売 ■

- ニット製品 ● 漆器製品
- 皮革製品 ● 高級パイル製品
- 早すし・サンマすし ● 梅干し
- くだもの ● 地酒 ● 干物
- 食料品 etc...

■ 企業展示 ■

- オール電化製品
- ガスコンロ・給湯器
- 経理ソフト「文左衛門」
- 紀州備長炭 ● パイル織物
- 建具新製品紹介
- 特殊ポンプ etc...

■ テント販売、他 ■

- 紀州よさこいバーガー
- 熊野牛焼肉 ● 青果
- 焼き鮎 ● カレー etc...
- ゲーム・夜店コーナー

ちびっこが楽しめる!

トヨタカラーラ和歌山

新車展示・家具展示販売・同時開催

和歌山家具展

【無料】
骨密度測定
&
血流測定

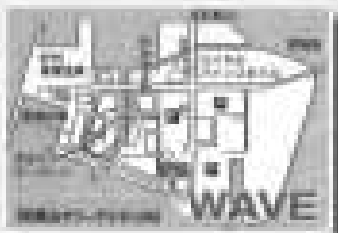
スタンプラリー
すてきな商品
プレゼント!
※商品が品切れの場合は
終了いたします。

山本浩之氏講演会 2007 11/18(日) 11:00～12:30

テーマ
内容

日々新たな出会い、発見!

～年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指して～



やまもと ひろゆき

山本 浩之 氏・プロフィール

昭和37年大阪府堺市生まれ。龍谷大学法学部卒業。昭和60年 関西テレビにアナウンサーとして入社。ワイドショー司会・トーク番組・スポーツ番組などを担当。

現在、夕方の報道番組「スーパーニュースアンカー」のメインキャスターを務める。また、「なんぼDEなんぼ」等のバラエティ番組に出演するなど、明るい性格でタレント性も高く、お茶の間の人気者となる。

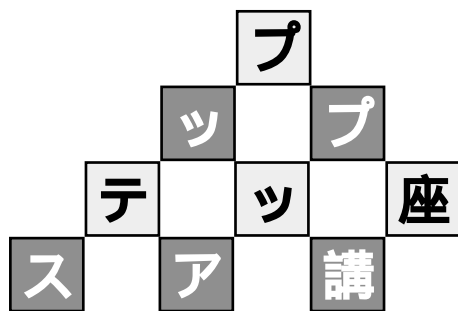


出展などの問い合わせ先

和歌山県中央会

連携支援部支援課(高橋、平中)

TEL 073-431-0852



職場を元気にする労務管理

～コミュニケーションの重要性～

景気回復と言われていますが、中小企業にとってはまだまだという実感の方が強いのではないのでしょうか。しかし、こんな中でもがんばって業績を伸ばしている元気な会社は存在します。どんなにコンピュータが普及し、情報化社会が進展しようとも、会社を発展させていく原動力はまぎれもなく人なのです。社長がどんなに優秀でもひとりでできることには限界があります。また、どんなに優秀な社員を採用しても、社員を生かす仕組みができていなければ、その社員はやる気をなくすか職場を去ってしまいます。会社が元気になるためには会社（社長）と社員が共により緊張関係、信頼関係を保ちながら一緒に成長していくことが大切だと思います。

職場を元気にする労務管理について今回から3回にわたって考えてみたいと思います。第1回目は会社におけるコミュニケーションの重要性について考えてみたいと思います。

元気の要はコミュニケーション

まず質問です。

「元気な会社」ってどんな会社でしょうか。

- ・社長や社員やお客様そこに集まる人がみんなに活気と笑顔がある
 - ・ディズニーランドのようにそこにいるだけでわくわく感がある
 - ・お祭りのようにわいわいとした賑わいがある
 - ・舞台が始まる前のような静かな緊張感がある
- いろいろなイメージが浮かびますね。

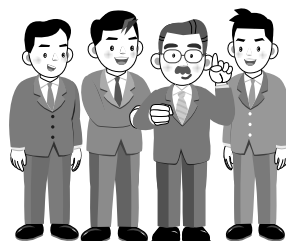
閑散として寂しいお店は入りにくいし、人が集まっていて賑やかなところには「何かあるのかなあ」と人は集まってきます。ここでは「元気な会社」というのは、「活気」があって「儲かっている（適正な利潤がある）」と定義づけたいと思います。

企業にとって「儲かっている」というのは、活気を生み出すのにとても大切な要素です。忙しくても儲かっていれば元気ができます。またその儲け（利益）を適性に社員に還元してあげることで満足度はあがります。

けれども、儲けだけを追い求めるだけでは社内の人間関係がギスギスしてきたり、自己中心的な考え方が職場にはびこり、長期的に見ると儲からない企業になってきます。

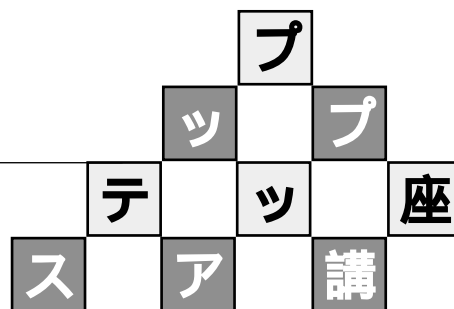
では、どのようにすれば「元気な会社」にすることができるのでしょうか。「元気な会社」は、社長と社員、社員同士の間にコミュニケーションがよくとれていて、信頼関係があります。かつての日本の多くの会社では社員旅行や社内運動会などがありましたが、これらは連帯感を強め、コミュニケーションをよくする役割を果たしていました。また、仕事が終わってからの上司が部下を誘って飲み屋で仕事以外のことも含めて部下の悩みを聞くというようなことも、非公式のコミュニケーションと言えるでしょう。最近は、若い人が社員旅行や仕事が終わってからの付き合いを好まなくなったことも原因のひとつとして、今までのコミュニケーションの方法が機能しなくなってしまいました。

しかし、職場は人が集まる場所である以上、社員のやる気を引き出し、円滑に仕事を進めていくためにはコミュニケーションを良くすることが一番大切です。



講座 PART

三宅社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三宅 佳代



コミュニケーションを良くするためにはどのようにすればよいか

では、コミュニケーションを良くするためにどのようなことをすればよいのかということを考える前に、そもそも会社においてコミュニケーションが良いというのはどのような状態を指すのでしょうか。コミュニケーションがよいというのは、ただ単に会話が多いということではありません。会社においてコミュニケーションがよいというのは、社長と社員が価値観を共有できている状態であると考えるとよいと思います。何の価値観かという会社の基本方針や将来像（経営ビジョン）です。社長と社員は立場も年齢も違います。「言わなくてもわかるだろう」と考えずに、社長が会社の将来についてどのように考えているか、どんな会社を目指しているか言葉で伝えることがコミュニケーションの第一歩です。

次の課題は、双方向のコミュニケーションの実現です。一方的に社長が社員に会社の将来を語るだけでは、元気な会社にはなっていきません。コミュニケーションとは、こちらが何かを言ったら（投げかけたら）きちんと答えが返って来ること、それが積み重なっていくことです。社員からきちんと答えが返ってくるためには社長は社員の意見を聴く姿勢を持つ必要があります。

す。社長が聞いてくれると分かれば、社員は自分の意見を言うようになり、会社に活気が生まれてきます。意見を聞いてくれない社長に対しては失望し、仕事に対するやる気がなくなり言われたことしかやらない、もしくは言われたこともやらない社員ばかりになってしまいます。

つまり、コミュニケーションがよいというのは、社長と社員が共に会社の将来に対する夢・計画を共有していて、その夢の実現のためにお互いに意見を出し合える状態であることではないかと思います。

コミュニケーションをよくするためのポイント

- 1 社長は会社の将来像を社員に示す
- 2 社員の意見を聴く姿勢が一番大切
- 3 コミュニケーションの手段を工夫する
ex) 社員旅行、社内運動会の復活
電子メール、ブログなど特に若い人に配慮したコミュニケーションの手段を利用など
- 4 社員一人ひとりに関心を持ち、共感と暖かい働きかけを心がける

「顧客満足」と同様に「社員満足」を

中小企業の社長は、苦勞しながら一人で会社を大きくされてきた方が多く、お客様の気持ちはとてもよくわかるが、社員の気持ちは今ひとつわからないという方が多いのではないのでしょうか。今までは不満なことがあってもがまんしてその会社に勤め上げるという価値観を持った人が多かったので、社員の気持ちがわからなくても、社長の熱意で会社を大きくしていくことができたかもしれませんが、これからは入社しても働

きがいがないと思えば、転職をしますし、辞めないにしても、不満のある会社では一生懸命働くとはしないでしょう。顧客満足と同じくらい社員満足が大切になってきています。社員が何を考え、何を求めているのかそれは本人に聞かないとわかりません。そのためにも、社長は自分の思いを語ると同時に、社員が意見を出しやすい会社づくりを心がけていくことが大切であると思います。

平成20年度

中小企業関係 概算要求等の概要

経済産業省 中小企業庁

基本的考え方

我が国経済は、全体として緩やかに息の長い景気回復が続けているが、企業規模や地域によるばらつきが拡大している。企業倒産についても、全体の倒産件数が下げ止まる中、小規模な倒産件数は増加傾向にある。

このような状況の下、中小・小規模企業等による活性化を目指す「地域」、意欲と成長可能性を有する中小「企業」、団体の世代をはじめとする人材（「ヒト」）、それぞれの潜在力を発揮させることにより、中小・小規模企業の底上げを図り、将来の成長と地域の活性化を実現する。

このため、以下の考え方を基本に概算要求及び財政投融资要求を行う。また、法的措置についても、必要に応じて検討する。

1. 「地域」の潜在力の発揮

2. 「企業」の潜在力の発揮

3. 「ヒト」の潜在力の発揮

概算要求額及び財政投融资要求額

1. 概算要求額

平成20年度要求額	平成19年度予算額	対前年増減
1,539億円	1,260億円	+279億円

この他、財務省、厚生労働省における計上分あり。（平成19年度は380億円。平成20年度の要求額は調整中。）

2. 財政投融资要求額（貸付規模）

	20年度計画	19年度当初計画	18年度実績
中小企業金融公庫	14,371億円	15,062億円	10,614億円
（うち証券化）	1,503億円	1,503億円	99億円
国民生活金融公庫	26,913億円	27,653億円	21,687億円
（うちマル経）	4,000億円	4,000億円	1,639億円



重点項目

1. 「地域」の潜在力の発揮

（1）意欲ある小規模事業者の支援強化

【150.4億円（2億円）】

小規模事業者等が基礎的な経営力強化を図り、将来の発展・成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、ITの活用を通じた会計・財務等の経営能力の向上を支援する。また、企業の財務等の情報を蓄積し、マル経融資等の迅速かつ円滑な資金供給や、きめ細かな経営サポートに活用するための情報データベースを整備する。

あわせて、全国に、小規模事業者の前向きな取組を支援するためのモデルとなるような先進的な拠点を整備する。小規模事業者等の抱える固有の諸課題を把握し、団塊世代をはじめとする全国の人材等を有効に活用しながら、企業のニーズに対応した人材の派遣や経営支援を行うコーディネーター（生産性向上指導員）を配置し、ヒト・情報・カネの政策資源を集中的に投入する。

（i）IT活用による経営力向上・生産性向上支援

小規模企業経営支援情報・金融連携事業.....	> 20年度要求額 6.0億円	19年度予算 (新規)
-------------------------	-----------------	-------------

中小企業経営革新プラットフォーム整備事業

（インターネットを活用した中小企業経営革新システム（SaaSなど）の開発・普及）

.....	> 20年度要求額 18.0億円	19年度予算 (新規)
-------	------------------	-------------

IT経営実践促進事業.....	> 20年度要求額 11.4億円	19年度予算 (新規)
-----------------	------------------	-------------

（ii）小規模企業等の資金調達の円滑化（含む財投要求）

マル経融資の迅速化 【国民公庫】

国民公庫融資の迅速化 【国民公庫】

信用保証料率の割引き 【信用保証協会】

売掛債権の早期現金化支援.....	> 20年度要求額 23.0億円	19年度予算 (新規)
-------------------	------------------	-------------

小規模等事業再生関連保証対策事業.....	> 20年度要求額 7.0億円	19年度予算 (新規)
-----------------------	-----------------	-------------

予約保証の導入 【信用保証協会】

ワラント付保証の導入 【信用保証協会】

成功払い型融資の拡大 【中小公庫】

（iii）モデル拠点の整備、専門人材の活用によるきめ細やかな支援の実施

小規模企業先進的経営支援体制構築事業.....	> 20年度要求額 37.0億円	19年度予算 (新規)
-------------------------	------------------	-------------

新現役チャレンジ支援事業.....	20年度要求額 > 22.0億円	19年度予算 (新 規)
中小企業事業承継円滑化支援事業.....	20年度要求額 > 6.0億円	19年度予算 (2.0億円)
事業承継支援センター設立支援費.....	20年度要求額 > 20.0億円	19年度予算 (新 規)

(2) 地域中小企業の再生支援

【53億円(33.2億円)】

これまで約1,800件の再生計画をとりまとめた各地域の中小企業再生支援協議会及び全国本部の体制を拡充強化し、再生ファンドと一体となった「地域中小企業再生支援ネットワーク」を強化する。地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応し、きめ細かくサポートする体制を整備する。
また、小規模企業の円滑な再生を図るため、信用保証協会の一層の活用を図る。

(i) 「地域中小企業再生支援ネットワーク」の強化

中小企業再生支援協議会事業.....	20年度要求額 > 46.0億円	19年度予算 (33.2億円)
--------------------	---------------------	--------------------

(ii) 小規模事業者再生のための信用保証協会の機能強化

小規模等事業再生関連保証対策事業(再掲).....	20年度要求額 > 7.0億円	19年度予算 (新 規)
---------------------------	--------------------	-----------------

(3) 「中小企業地域資源活用プログラム」の推進

【117億円(101.3億円)】

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域における新商品、新サービスの創出を支援する。
各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、農林水産品、観光資源)を活用し、5年間で1,000件の新事業創出を目指す。

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、全国10ヶ所の支援拠点におけるハンズオン支援や試作品開発、展示会出展等に対する支援を行うことにより、各地域の強みである地域資源を活用した新商品・新サービスの創出を図る。

また、地域中小企業応援ファンドの着実な実施を進める等により、引き続き資金調達の円滑化を図る。

中小企業地域資源活用プログラム.....	20年度要求額 > 117.0億円	19年度予算 (101.3億円)
----------------------	----------------------	---------------------

(4) まちづくりの推進・商店街の活性化

【121.3億円(92.7億円)】

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するとともに、空き店舗を利用したコミュニティ機能の強化や就業機会の創出など、その集積性・立地環境を活かした様々な社会機能が集積する場として商店街の活性化を推進する。

.....	20年度要求額 > 121.3億円	19年度予算 (92.7億円)
-------	----------------------	--------------------

2. 「企業」の潜在力の発揮

(5) 中小企業の事業承継の円滑化

【26億円(2億円)】

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な問題がある。

事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置を含めた事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずる。

事業承継の円滑化に向けた総合的な支援（含む財投要求）	20年度要求額	19年度予算
中小企業事業承継円滑化支援事業（再掲）	> 6.0億円	（2.0億円）
	20年度要求額	19年度予算
事業承継支援センター設立支援費（再掲）	> 20.0億円	（新規）
事業承継資金融資制度の抜本拡充【中小公庫・国民公庫】		

（６）下請適正取引等の推進 【6億円（0.9億円）】

中小企業の生産性向上の観点から、下請取引に関する各種相談対応機能を強化する。また、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用に努めるとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知等により、下請適正取引等の推進を図る。

中小企業取引適正化事業委託費	20年度要求額	19年度予算
.....	> 6.0億円	（0.9億円）

（７）資金調達の円滑化 【203.8億円（77億円）】

金融情勢は全般的には緩和しつつあるものの、二極分化が広がり、小規模企業を中心として、資金調達難に直面する中小企業は多い。

担保・自己資本が不足しがちな小規模企業等への資金供給機能の強化、運転資金不足を克服するための売掛債権の早期現金化支援等、従来手薄だった企業の資金ニーズへの対応策を講ずる。

また、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証の導入、ワラント付保証の導入等ハイブリッド型金融による創業・新分野挑戦資金の調達支援等、小規模・中小企業の生産性向上に資する制度整備を行う。

資金調達の円滑化（含む財投要求）	20年度要求額	19年度予算
売掛債権の早期現金化支援（再掲）	> 23.0億円	（新規）
担保・保証人に依存しない金融の推進		
第三者保証人免除制度の上限引き上げ	【国民公庫】	
本人保証猶予特例の範囲拡大	【中小公庫】	
無担保融資の金利引き下げ	【中小公庫】	
予約保証の導入	【信用保証協会】	
ワラント付保証の導入	【信用保証協会】	
成功払い型融資の拡大	【中小公庫】	

（８）中小企業のＩＴ化、研究開発等の支援 【164.9億円（99億円）】

ＩＴ専門家の派遣や情報システムへの投資の促進等により、中小企業のＩＴ化を強力に推進する。

また、昨年6月に施行された「中小ものづくり高度化法」等に基づき、中小企業と川下産業の連携による研究開発等を支援する。

さらに、中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ制度）に段階的競争選抜方式を導入することにより、中小・ベンチャー企業による革新的でリスクの高い研究開発を支援する。

(i) 中小企業のIT化の推進	20年度要求額	19年度予算
中小企業経営革新プラットフォーム整備事業(再掲)	> 18.0億円	(新 規)
IT経営実践促進事業(再掲)	> 11.4億円	(新 規)
中小企業IT経営革新支援事業	> 3.0億円	(新 規)
(ii) ものづくり中小企業の競争力強化	20年度要求額	19年度予算
戦略的基盤技術高度化支援事業	> 115.7億円	(93.6億円)
中小企業ものづくり人材育成事業	> 6.8億円	(5.4億円)
(iii) 中小企業の革新的技術開発の支援	20年度要求額	19年度予算
SBI R段階的競争選抜技術革新支援事業	> 10.0億円	(新 規)

3. 「ヒト」の潜在力の発揮

(9) 中小企業における人材能力の向上 【28.8億円(5.4億円)】

若手人材の量的不足等の一方、団塊の世代は大量に定年を迎える。大企業、都市部に偏在した団塊世代の有する技術やノウハウが活用されるよう、企業等を退職した人材が、地域・中小企業で新現役として再活躍できる仕組みを構築する(「新現役チャレンジプラン」)。

また、高専を活用した現場人材の育成、工業高校での実践教育の支援を強化するとともに、中小企業の人材投資に対する支援を拡充する。

(i) 団塊世代の技術・ノウハウの活用(「新現役チャレンジプラン」の推進)	20年度要求額	19年度予算
新現役チャレンジ支援事業(再掲)	> 22.0億円	(新 規)
(ii) 中小企業における人材の育成	20年度要求額	19年度予算
中小企業ものづくり人材育成事業(再掲)	> 6.8億円	(5.4億円)

(10) 新事業創出・創業の支援 【22.8億円(22.6億円)】

創業のためのリスクマネー供給、販路開拓の全国展開の促進など、創業に係る経営を支援し、地域における小規模事業者等の挑戦を支援する。

(i) 小規模事業者等への支援	20年度要求額	19年度予算
中小企業・ベンチャー挑戦支援関連事業	> 21.3億円	(21.3億円)
販路開拓コーディネート事業	> 1.5億円	(1.3億円)
(ii) 小規模事業者の挑戦を支援するための創業支援(財投要求)		
創業塾を活用した新規開業支援 【国民公庫】		
(iii) ハイブリッド型金融の拡大(含む財投要求)		
ワラント付保証の導入 【信用保証協会】		
成功払い型融資の拡大 【中小公庫】		

中小企業労働時間適正化促進助成金の創設について

働き方の見直しにより、長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主の方々を支援するため、「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されましたので是非ご活用下さい。

本助成金は、特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主であって、次のイからハまでのすべての事項を盛り込んだ「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、これを実施した方に100万円を支給するものです。

- | | |
|-------------|--|
| イ 次のいずれかの措置 | 特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること
割増賃金率を自主的に引き上げること(限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること) |
| ロ 次のいずれかの措置 | 年次有給休暇の取得促進
休日労働の削減
ノー残業デー等の設定 |
| ハ 次のいずれかの措置 | 業務の省力化に資する設備投資等の実施(300万円以上のものに限る)
新たな常用労働者の雇入れ |

本助成金の詳細については、和歌山労働局労働基準部監督課 TEL.073-422-2172 へお問い合わせ下さい。

労働保険適用促進月間 10/1→10/31

「社員の安心を守るのは社長の責任であり社会の義務です。社員、従業員、アルバイトなど1人でも雇っている会社は、すぐに労働保険に加入を！」

まだ、労働保険へ加入をお済みでない事業主の方は下記労働基準監督署若しくは公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行ってください。また、加入の手続きなどの詳細につきましては和歌山労働局又は労働基準監督署若しくは公共職業安定所(ハローワーク)までお問い合わせください。

労働保険(労災保険と雇用保険の総称)とは政府が行っている保険で、事業主が労働者を1人でも雇用すれば加入しなければならない強制保険です。

※労災保険とは労働者が仕事や通勤によって怪我や病気になったときなどに治療費等必要な保険給付を行うものです。

雇用保険とは労働者が失業した場合等において失業手当等給付を行うものです。

参考 労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)の電話番号

労働基準監督署	和歌山…073-431-0211	御坊…0738-22-3571	橋本…0736-32-1190
	田辺…0739-22-4694	新宮…0735-22-5295	
公共職業安定所(ハローワーク)	和歌山…073-425-8609	新宮…0735-22-6285	田辺…0739-22-2626
	御坊…0738-22-3527	湯浅…0737-63-1144	海南…073-483-8609
	橋本…0736-33-8609	串本…0735-62-0121	

中小企業地域資源活用促進法における 基本構想の認定について

経済産業省 中小企業庁

経済産業省を始めとする関係6省は、平成19年6月29日に施行された「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」（平成19年法律第39号）第4条の規定に基づき、各都道府県から申請された「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」の認定を行いました。

1. 基本構想の位置づけ

- （1）各地域の強みである農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、中小企業地域資源活用促進法が、本年6月29日に施行されました。
- （2）基本構想は、同法第4条に基づき、都道府県が国の定める基本方針（注1）に従い、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る地域資源を特定するとともに、当該地域資源を活用した事業を促進するための方向性や具体的施策を定めるものです。

（注1）「基本方針」は、都道府県が地域資源を特定する際の基準（中小企業による活用が可能であること、当該地域において相当程度認識されていること等）などを示すもので、本年7月13日に告示。

2. 基本構想の認定

- （1）今般、47全ての都道府県から基本構想の申請があり、8月31日付けで、経済産業省など関係6省の主務大臣（注2）による認定を行いました。

（注2）主務大臣は、経済産業大臣のほか、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

- （2）各基本構想においては、地域の中小企業が現にあるいは将来的に広く活用し得るものとなるよう多岐に及ぶ地域資源が特定されており、農林水産品で2,527件、鉱工業品及びその生産技術で1,983件、観光資源で3,844件、総計で約8,354件に上っています。

3. 今後の予定

- （1）今回の基本構想の認定により、今後、中小企業による地域資源を活用した具体的な事業計画の策定・申請が可能になります。事業計画は、各都道府県を経由して、経済産業省など関係主務省（又は地方支分部局）に申請することとなり、平成19年度は10月上旬を目処に、第1回目の認定を行う予定です。
- （2）また、法律認定を目指す中小企業者の取組を支援するため、本年9月3日から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支部に設置された地域支援事務局（10か所）や都道府県地域支援事務局（49か所）において事業計画の相談受付を開始します。
都道府県地域支援事務局 中小機構URL：<http://www.smrj.go.jp/>
地域資源活用チャンネル：<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>
- （3）中小企業が地域資源を活用した事業計画の認定を受けた場合には、試作品開発や販路開拓に対する補助（平成19年度予算額は30億円。）設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資や専門家によるアドバイスなど総合的な支援が受けられることとなります。

和歌山県における基本構想は、以下のとおりです。

地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想

和歌山県

1. 地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針

(県経済の概観)

本県の県内総生産（平成16年度名目）は3兆4,105億円で、産業別では第1次産業が893億円（対前年度比6.3%の増加）、第2次産業が1兆1,568億円（同0.8%の増加）、第3次産業が2兆2,917億円（同0.5%の増加）となっており、全国と比べると第1次、第2次産業の割合が高いのが特徴となっている。

本県経済の実質経済成長率を見ると平成16年度は主要果実（みかん、かき等）の価格上昇による農業生産額の増加、県内総生産の3割を占める製造業や電気・ガス・水道業、サービス業の増加を背景に対前年度比1.6%の増加となっており、平成13年度以降、プラス成長で推移してきている。しかしながら、日本経済が平成14年1月の景気の谷以降、景気回復局面に移行している中で、実質経済成長率では格差が生まれてきている。

(産業集積と特徴)

本県産業を概観すると、平成16年の県内事業所数（非農林漁業・民営）は52,700事業所、従業者数は341,344人で、ともに減少傾向にある。企業数は43,242社（会社8,577社、個人事業所34,665事業所）で、このうち中小企業が43,211社（99.9%）、小規模企業が39,294社（90.9%）となっており、小規模企業の割合が全国で最も高いのが特色である。

工業構造では、臨海部には石油、鉄鋼、化学等の基礎素材型産業が立地し、一方で繊維・衣服、家具・木材、家庭用品等の生活用品型の地場産業が紀北内陸地域を中心に立地・集積し特色ある産地技術が蓄積されている。地域経済の主体であるこれら地場の中小企業を振興・育成することは県経済の活性化にとって重要である。

温暖な気候や大都市圏との近接性を生かし果樹や野菜・花等を主体とした農業生産が行われており、高品質のみかん・梅・柿等果樹生産額では日本トップクラスとなっている。またスギ・ヒノキや備長炭等生産する豊かな森林資源、太平洋・瀬戸内海を漁場にカツオ・マグロ・タチウオ等を漁獲する水産業等、特色ある農林水産業が展開されているが、これら多様な農林水産物を活用した新たな加工食品の開発等への取組を支援していくことが重要である。

また、紀伊半島の南西部に位置している本県を訪れる観光客は年間3000万人を超えている。標高1,000～2,000m級の山脈が東西、南北に走り、緑深い森林が育まれている紀伊山地、ラムサール条約に登録（平成17年）された串本沿岸海域等総延長648kmにも及ぶリアス式海岸、さらには世界遺産として登録（平成16年）された「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史・文化資源等、多様で豊富な観光・リゾート資源が分布している。今後とも和歌山の美しさ、数多くの素晴らしい観光資源を生かした観光の振興を推進し、国内外から和歌山に来ていただく「和歌山売出し作戦」を実行していくことが重要である。

(目標)

このように本県各地域には、それぞれ特色のある「産地技術・鉱工業品」、「農林水産物」、「観光資源」が存在しており、地域の基幹産業の多くがこれらの地域資源を活用し地域経済の発展に大きく寄与してきている。

本県経済が自立的で持続的な成長を達成していくためには、本県の強みである特色あふれる地域産業資源を有効に活用し、創意工夫により新しい事業に取り組む意欲ある事業者に対し総合的な支援を行うことは重要である。

県経済の目指すところを『活力あふれる元気な和歌山経済』とし、「地域資源を生かした足腰の強い地域産業の創出・育成」を基本的な考え方として、「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」をここに定める。

基本構想において特定された和歌山県の地域資源数

	総 数	農林水産物(個数)	鉱工業品(個数)	観光資源(個数)
和歌山県	255	80	45	130

中小企業の皆様へ 和歌山県融資制度



平成19年 10月1日から 変わります ① 新資金の創設
② 責任共有制度導入等に伴う
融資利率の改定※

- ① 流動資産担保 棚卸資産を担保要件に追加
小口枠の創設 小規模企業者向けの全部保証制度
創業枠の拡大 自己資金要件緩和と融資限度額の拡大
再挑戦枠の創設 再起業者向けの全部保証制度
地域産業資源活用事業 国の認定を受けた事業を要件に追加
弾力的な金利制度 経営状況に応じた利率設定で資金調達を支援

② 融資利率改定表

資 金 名		改正前 (9月末まで)	改正後 (10月～)
振興対策資金	(一 般)	2.2%以内	金融機関所定 (上限3.5%、固定金利)
	(組 合・環 境)	2.2 //	2.4%以内
	(ア ス ベ ス ト)	1.0 //	1.2 //
短期決済資金	(一 般)	1.6 //	1.8 //
経営支援資金	(一般・セーフティ7・8)	1.4 //	1.6 //
小企業応援資金	(一 般・組 合)	1.4 //	1.6 //
	(小 口)	—	1.4 //
新規開業資金	(再 挑 戦)	—	2.1 //
資金繰り安定資金 (協会保証付プロパー資金を含む場合)		2.5 // (3.0 //)	2.7 // (3.2 //)
成長サポート資金		1.9 //	2.1 //

※責任共有制度とは、従来、信用保証協会が融資額を100%保証していたのを、原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任の共有を図るものです。これに伴い、金融機関のリスク負担が増えるため融資利率が0.2%引き上げられますが、信用保証料が平均0.2%低くなるので、原則として利用者の最終的な負担は変わりません。

お問い合わせ先

和歌山県 産業支援課

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 経済センター4階 TEL 073-435-2568

山東省商談会・市場調査の日程変更について ～ 中国輸出振興部会 ～

山東省済南市において予定しております商談会・市場調査の日程が下記のとおり変更になりましたので、ご留意下さい。

商談会・市場調査

行程	11月19日	関空出発、北京経由
	20日	経済解放区等視察
	21日	商談会
	22日	北京経由、関空着

詳細については中央会までお申し出下さい。 TEL : 073 - 431 - 0852 (担当 : 田中・黒江)

新 情報連絡員 スポットライト

～ 和歌山県製革事業協同組合 ～

今月は、7月より新たに情報連絡員に就任された田中守成氏にお話をお伺いします。

組合プロフィールと近況

伝統技術をもつ近代皮革業は、地場産業の中でも重要なポジションを占めています。

昭和24年の設立以来、経営者自らが製造に携わるという中小製造業ならではの経営体制で、今日の経済不況を乗り切ろうと努力を惜しみません。

「和歌山ブランド」としての製品の数々を県外へ、あるいは海外へと強力にアピールしていくという組合員のバイタリティが、組合運営の本質を捉えています。

市場動向は、大きく様変わりをしており、先行きの不安感も否めませんが、組合員全員が一丸となって、販路の拡大を目指し奮闘しているところです。



田中事務局長

組合PR

国内はもとより海外（今年度は上海にて開催）での展示会、ジャパンクリエーションへの出展、レザーフェスティバルの開催など、広範な市場を目指し、国際競争力を高めていくことが、組合の発展につながると組合員一同強く自負しています。

ご自身の日常について

着任後間もなく、組合員さんの状況を把握することに努めながら、日常業務をこなしています。

健康管理としては週に3回のウォーキングを欠かさず、1回に約4キロメートルを歩きます。長年の趣味は、海釣り、写真、鉄道模型等。

（いずれも趣味の域を超えて培われた人生の楽しみそのものであるとお見受けしました。）



レザーフェスティバル

会員だより

くみあいイベントダイアリー2007!

《2007 クルマジャンボリー》

“点検促進並びに地域密着”
のPRの一環として開催!

無料点検コーナー、仮面ライダー
SHOW、模擬店等充実のイベン
トが盛りだくさんです

開催日程：
平成19年10月21日（日）
10：00～

開催場所：
近畿運輸局和歌山運輸支局構内
お問合わせ：
和歌山地区自動車整備協同組合
TEL 073-422-2040

《わかやま建具フェア 2007》

和歌山の“木製建具”が
“大阪ホームエキスポ2007”
に併設展示されます!

開催日程：
平成19年10月25日（木）
～27日（土）の三日間

開催場所：
大阪市住之江区南港北
「インテックス大阪」

お問合わせ：
和歌山県建具事業協同組合
TEL 073-422-3957

《笑の里かわべ 臨天まつり》

“楽しい山彦スポット!”
日高川町へ”

物産品コーナー、ステージショー、
ごちそうコーナーとご家族で1日
中楽しめます

開催日程：
平成19年10月28日（日）
10：00～

開催場所：
日高川町和佐「かわべ天文公園」

お問合わせ：
ひだかがわスタンプ事業協同組合
TEL 0738-23-3434
（日高川町商工会館内）

平成19年度上半期新規加入組合の紹介

組合名	理事長	所在地	主な事業
紀州の花 生産協同組合	津 村 憲 男	和歌山県御坊市名田町楠井 1937番地	①組合員の事業に必要な種苗 並びに副資材の共同購入 ②組合員の取り扱う花きの共 同配送
おいしいものを 食べさせる企業組合	北 野 幸 子	和歌山市上野町一丁目1番地	飲食店の経営

《紀州湯浅の鯖と鰺まつり》

“ 湯浅港の鯖と鰺に関する
ビッグイベント ”

鯖・鰺釣大会、グルメフェア、湯浅特産物フェアなどシンボルキャラクターの「アジ君」「サバ君」に会いに行こう！

開催日程：平成19年10月28日(日)

開催場所：湯浅町(湯浅港周辺)

お問い合わせ：

湯浅水産物商業協同組合

TEL 0737-63-2525

(実行委員会事務局・湯浅町総務企画課)

《紀州漆器まつり》

年に一度の大漆器市！
即売会＆楽しいイベント
盛りだくさん

開催日程：

平成19年11月10日(土)～
11日(日)

開催場所：

海南市黒江、川端通り周辺

お問い合わせ：

紀州漆器協同組合

TEL 073-482-0322

《海南家庭用品まつり》

海南地域の家庭用品(水回り
商品)は全国シェア80%
暮らしのグッズが会場一杯に！

開催日程：

平成19年11月10日(土)～
11日(日)

開催場所：

海南市日方

「海南市保健福祉センター」

お問い合わせ：

海南特産家庭用品協同組合

TEL 073-483-6070

《海南家具まつり》

海南家具が会場狭しと大結集！

開催日程：

平成19年11月10日(土)～11日(日)

開催場所：

海南市大野中「海南市立総合体育館」

お問い合わせ：

海南家具商工業協同組合

TEL 073-425-8139

《理工系学生・技術系求職者の ための企業合同説明会》

“ WAKAYAMAテクノ・フォーラム2009 ”

開催日程：平成19年12月21日(金)

13:00～16:00

開催場所：ホテルグランヴィア和歌山6F

お問い合わせ：和歌山県機械金属工業協同組合

TEL 073-433-1277

《平成19年4月1日～平成19年9月30日現在》

資格業種	設立の目的	電話番号
花き作農業を行う事業者であること	現在、花き類も他の農作物や工業製品と同様に、安価な輸入品が大量に市場に出回っています。この輸入品に対抗するためには、品質の向上とコストの削減を図る必要があります。しかし、品質の向上については生産者の努力により可能になりますが、コストの削減については個人の努力では限界となっています。 そこで、同業者が力を結集し、花の生産に必要な種苗並びに副資材の共同購入や、組合員の取り扱う花きの共同配送を行うことによりコストの削減に取り組み、加えて組合員の経済的地位の向上を図ることを目的に協同組合を設立しました。	0738- 29-2729
個人	企業組合という法人格を持つことで社会的信用を得るとともに、組合員が飲食関係の仕事に携わってきた経験を活かし、おいしい料理を提供することを目的に設立しました。	073- 426-0605

会員だより

中古車フェア開催

～ マリーナシティに特選中古車400台が結集!! ～



和歌山県中古自動車販売商工組合（掛下吉三理事長）では、9/22（土）9/23（日）9/24（月）の3日間、和歌山マリ・ナシティ特設会場において「JU和歌山中古車フェア - INマリ・ナ」を開催しました。

今年の中古車フェアには、組合員9社で約400台の特選車を展示、フェア期間中は天候にも恵まれ家族連れなど約1,500人が来場されました。

特設会場では、3日間だけの特別価格とあって、真剣なまなざしで車を選定する来場者で大いに賑わいました。

また、期間中の成約者には特典として「現金つかみどり」イベントが行われるなど盛況なフェアとなりました。



和歌山県中古自動車販売商工組合
TEL 073 - 432 - 7133

中央会だより

～「70歳まで働ける企業」の実現を!!～

中央会では厚生労働省から委託を受け「70歳まで働ける企業」創出事業を実施しており、高齢者の一層の雇用の実現と充実を目指しているところです。

8月29日（水）アパローム紀の国において、第1回セミナーを開催。

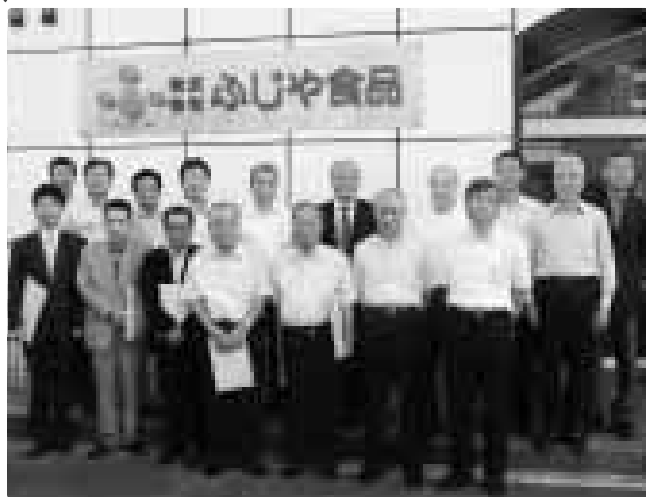
社会保険労務士 高木幾久子氏を招聘し、定年引上げ等奨励金制度についての講演を行いました。既に、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、事業主に対して、65歳までの高齢者の安定した雇用の確保が義務づけられていますが、今後は、65歳以上の定年の普及・促進、更には「70歳まで働ける企業」の普及・促進を進め、最終的には高齢者が意欲と能力のある限り活躍し続けられる社会の実現を目指しています。

先進企業視察

9月12日（水）には、福井県越前市の(株)ふじや食品への先進企業視察を実施しました。同社は、創業当時から高齢者の就業対策に熱心で、「年齢を問わず健康で働ける人は働いて欲しい」という意向を持っており、平成11年には就業規則を改定、定年年齢を65歳に延長しています。

また同社の高齢者への配慮として、体力を考慮した立ち作業の軽減やマッサージ機導入等も実行しています。

同社嶋野人事課長より(株)ふじや食品の高齢者雇用に関するプレゼンテーション及び工場見学をさせていただき、今後の高齢者雇用についての意見交換等を活発に行いました。



▲ 先進企業視察



▲ 先進企業視察



◀ 第1回セミナー

全国先進組合事例

愛知県

と
こ
な
め
焼
協
同
組
合

フロアライフのブランド展開を通じた常滑市の産業観光

所在地 〒479-0836
常滑市栄町三丁目8番地

電話番号 0569-35-4309

FAX番号 0569-34-8893

設立 昭和25年2月

出資金 82,224千円

組織形態 産地組合

地区 常滑市他7市4町

主な業種 窯業・土石製品製造業

専従理事 1人

組合従業員 18人

組合員 166人

URL [http://](http://www.japan-net.ne.jp/yakimono)

www.japan-net.ne.jp/yakimono

組合が製品開発から販路開拓に至るまで一貫して組合員をリードし、組合の位置付けを向上させ、実践的な技術伝承の仕組みを開発

背景と目的

景気の低迷や経済のグローバル化を背景として、ここ10数年来、業界の売上は下降線を辿り組合員の減少や組合員による製土の利用は激減し、このままでは産地存続も危惧されていた。これまでも、異業種連携による新デザインの考案、朱泥以外の製品や焼酎サーバーの開発、見本市の出席・開催などいろいろと活路開拓を試みてきたが、卸売業者依存の既存の販路を越えるものではなかった。また、技術面では大物加工技術を有する事業者も減少し、技術の伝承が危惧されていた。

事業・活動の内容

主な事業活動としては、「陶器浴槽・手洗い鉢等共同製作プロジェクト」として専門家の指導を受け、浴槽、洗面器、手洗い鉢、湯口、照明器具、装飾品など浴室や洗面所周辺製品を開発し、開発した一連の製品を「常滑焼 フローライフ」と命名し、組合の独自ブランドとして組合が販売窓口となり、各種見本市や展示会に出展し、販路開拓を行う、常滑焼が得意分野としている大物加工の新製品開発を行うことにより、独自の伝統技術・技法を次世代へ伝承することが挙げられる。

また、組合ブランドを核とした産業観光「常滑」の知名度向上による来訪者の増加も目的としており、新空港をイメージしたパスポート型のパンフレットを作成した他、DVDの制作や見本市への出展なども積極的に行っている。

成果

主な成果としては、組合と組合員の役割を再構築し、新たなチャネルを開拓し、組合ブランドを開発した、組合が独自の販路を持つことで、組合員に消費者の存在を意識付け、市場ニーズを反映させた製品開発を促す、産業観光「常滑」の魅力の向上が挙げられる。



▲カタログ



▲パンフレット



▲陶器浴槽

所在地 〒758-0011
萩市椿東4160-61

電話番号 0838-24-4937

FAX番号 0838-24-1192

設立 平成12年10月

出資金 24,300千円

組織形態 共同店舗組合

地区 萩市

主な業種 水産物加工業・販売業他

専従理事 1人

組合従業員 11人

組合員 15人

URL <http://www.city.hagi.yamaguchi.jp/portal/>

行政・漁業生産者等と協議会を設置し、パブリシティー活動及びイベント事業による萩産魚介類の総合的PR活動を行うことにより、組合員は高水準の売上高を維持している

背景と目的

当組合が運営する道の駅「萩シーマーと」は、地産地消の推進を目的に農水省の補助事業で整備された。組合では地元（山口県内）の消費者に萩産の水産物の良さを知ってもらうため、県内のテレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の媒体への積極的なPR活動を行っている。また、水産物の良さを知ってもらうためには一度食べてもらうのが最も効果的であるので試食を軸にしたイベントを、年間を通じて実施している。

その推進に当たっては、行政・漁業生産者等と「萩の魚ブランド化推進協議会」を設置し、協力体制を構築しながら取り組んでいる。

事業・活動の内容

パブリシティー活動については、マスコミへの積極的な話題提供等により、山口県内媒体において7本のレギュラー出演と、年間100本程度のスポットでの露出がある。

また、イベント事業については、旬の魚を題材にした魚祭りを定例的に開催する他、平成18年度からは月2回の旬の魚のお振舞いイベントを実施している。

協議会では、組合事務局を中心に、萩市水産物のセールスポイントや重点魚種の選定を行い、販売促進計画を協議会で検討・決定した上で、マスコミ等への情報発信を行っている。

成果

当施設の開業以来、組合員17店舗の施設内での売上高が7億5千万円内外で推移しており、組合員の売上維持確保については、総合的PR活動の成果があったものと考えられる。

また、施設の目的である地産地消の推進については、開業当初47%であった地元（萩市内）消費者の比率が直近では60%となっており、地元での評価が高いことを示している。

さらに、協議会での取り組みにより、萩の水産物のイメージ向上が図られてきていると考えられるのも、当施設及び組合の取り組みの成果であろう。



▲店内風景



▲さかな祭

平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられました

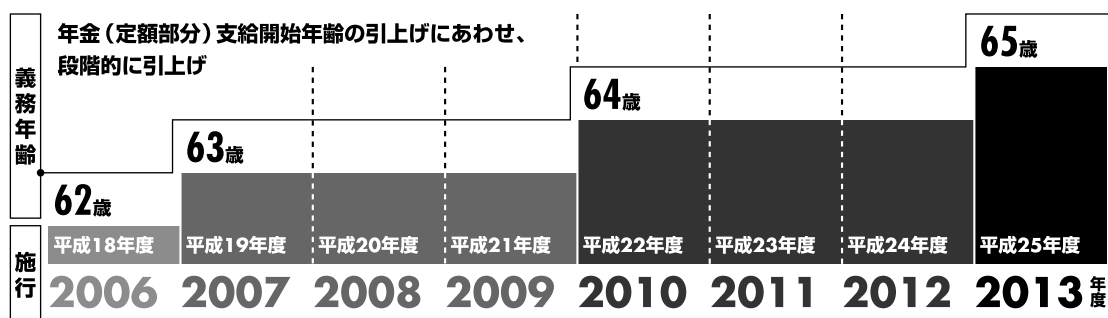
いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられています

① 定年の引上げ

② 継続雇用制度の導入

③ 定年の定め廃止

※継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢（少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要）は次のとおりになります。

平成19年4月1日～21年3月31日

…………… > 60歳定年到達者：64歳

平成21年4月1日以降

…………… > 60歳定年到達者：65歳

高年齢者雇用確保措置の
実施に当たって
問題を抱えている事業主の方は…

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html> もご覧ください。

わかやま

和歌山パワー

POWERで バックアップ!



平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
- ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
- ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
- ・無料職業紹介

を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL. **073-402-2111** FAX. **073-425-5086**

・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員調査

8月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況／前月比

-37.5／前月比5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不变→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	↓	↑
	織 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	→	→	↑
	そ の 他	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	→	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	→	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	→	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	→	→
	運 輸 業	→	↓	→	↓
D I 値		-25.0	-47.5	-30.0	-37.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

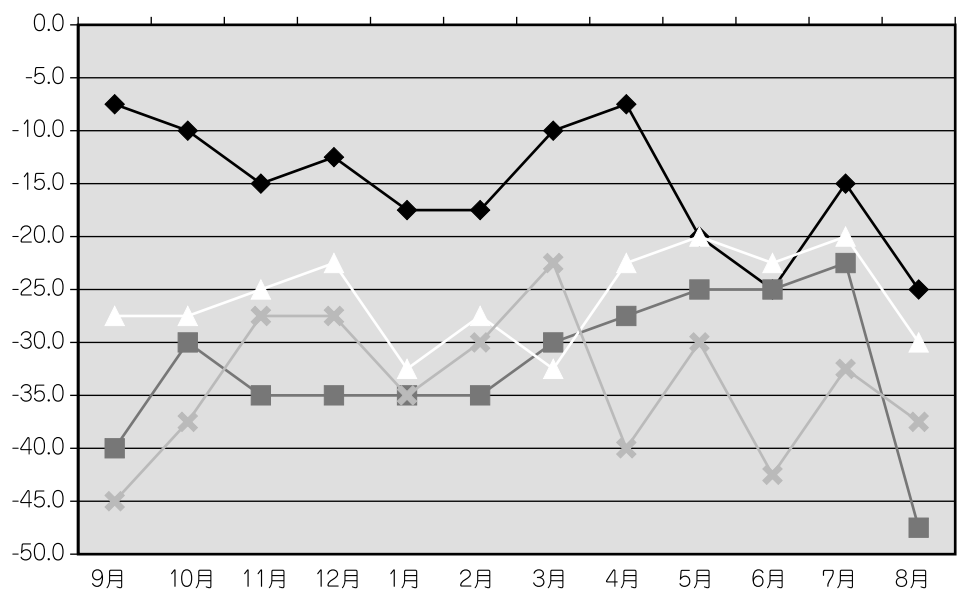
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス37.5ポイントであり、同7月調査と比べて5ポイント悪化した。

同7月調査と比べ、「売上高」が10ポイント悪化、「収益状況」が25ポイント悪化、「資金繰り」も10ポイント悪化した。

8月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不变」との回答は19名、「悪化」との回答は18名で、「好転」との回答は3名であった。

年間D I 値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	低価格帯の商品が比較的出ている状況。高級品は伸び悩んでいる。しかし、全体的に見れば復調気配。要因としては中国製品の不振や梅の日などの宣伝効果であろうかと推測。 (紀州みなべ梅干)
繊維・同製品	6～7月の冷夏、8月の猛暑と繊維製造業界にとっては、最悪の気候条件であった。石油系原料(アクリル、ポリエステル)の高騰により、秋冬物への影響が心配される。(ニット) 売上高が数%減少。景気観が悪化している。(手袋)
木材・木製品	相変わらず受注は鈍く、過去5年間の1～8月迄の受注数及び売上は最悪です。設備投資をする企業は皆無です。(建具) 受注して納品するまでの期間が、非常に短くなっています。(木工センター)
化 学 ゴ ム	原料高の上に、輸出企業には円高がどの程度になるのか油断できない状況です。(化成品)
鉄 鋼 ・ 金 属	好転が持続している。(住金協力企業)

● 非製造業 ●

卸 売 業	8月度は特に変調は見られません。平成19年度1～6月の実績を見ると、売上伸張率は前年同期を上回ったものの、利益率では若干下回っている。今、青年部では組合のキャッチフレーズである「当たり前を当たり前に」を言葉に商売の原点に戻り、お互いに切磋琢磨し効果を出そうという動きが出ております。(電設資材)																
小 売 業	8月末で組合員である地元スーパーが閉店した。人口減少地域にあって、スーパー間の競争の中で、生き残っていくのは大変難しい。ただ、給食需要、葬祭関係等、業務用は多少の活路はある。(日高総合卸売市場) この暑さには閉口です。来客数も減少、厳しいです。今までに頑張ってきた同業者2～3人から廃業の話があり、他人事ではありません。小売個店にとっては、試練の連続です。妙案が中にありません。量販店対策、ネット対策、困難。(県時計貴金属眼鏡) イズミヤは川辺稲井店の造成を行っている。オープンは平成20年1月11日との事。サンピアは解体している。もったいないと思うが、メッサオークワになると聞いている。低迷している和歌山市の小売業に大型店の参入は無いと思っていたが、ますます、中心商店街の浮上は厳しくなる。(和歌山市) 残暑厳しく、景気も同様、相変わらず厳しい状況です。(田辺市)																
サ ー ビ ス 業	今年の企業の夏期休暇は、平均で8.2日と厚生労働省は発表しているが、旅館・ホテルへの顧客は横ばいで、増大には繋がらず、依然として盛り上がりません。格差社会に歯止めがかからない状況です。(旅館) <table border="1"> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td> <td>104.8%</td> </tr> <tr> <td>総売上</td> <td>102.0%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>総宿泊料金</td> <td>102.6%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>H18/1月～8月 宿泊人員</td> <td>763,385人</td> </tr> <tr> <td>H19/1月～8月 宿泊人員</td> <td>842,020人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>78,635人増(10.3%増)</td> </tr> </table> 8月は年間で1番稼働の高い月であり、年間の数字の底支えでもある。19年度も堅調に推移するものと思われる。 1人当たり消費単価及び宿泊単価の低下は、低額一定料金の施設の営業が安定してきており、全体の単価の低下の原因であると推測されるが、集客面では大きく寄与するものであり、全体の売上増に繋がっている。(白浜温泉旅館)	宿泊人員(対前年同月比)	104.8%	総売上	102.0%	1人当たりの消費単価	97.4%	総宿泊料金	102.6%	1人当たりの宿泊単価	97.9%	H18/1月～8月 宿泊人員	763,385人	H19/1月～8月 宿泊人員	842,020人		78,635人増(10.3%増)
宿泊人員(対前年同月比)	104.8%																
総売上	102.0%																
1人当たりの消費単価	97.4%																
総宿泊料金	102.6%																
1人当たりの宿泊単価	97.9%																
H18/1月～8月 宿泊人員	763,385人																
H19/1月～8月 宿泊人員	842,020人																
	78,635人増(10.3%増)																
運 輸 業	車両販売台数が伸び悩んでいます。(田辺自動車) 輸送数量は微増であった。燃料価格は8月の下旬より値下げとなり、少しは良くなったところである。為替の関係である。しかし、価格が依然高値である事には変わりはない。(市運送)																

充実した中央会共済制度のご案内

— 堂々のラインナップ! —

共済制度実施団体 ● 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 ● 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金制度）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1-11 大岩ビル TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療 入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金 退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

経営安心部長 

- ①お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
 - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
 - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
 - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

健保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

0120-228-385 0120-220-557
受付時間 9:00~17:00
受付地域 全国
受付サービス



生石高原のすすき（紀美野町・有田川町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp